様式第五号（第三面）

様式第五号（第三面）を次のように改める。

＜記載要領＞

1　養子縁組あっせん事業許可証の記載事項（事業所の名称又は所在地）の変更を伴わない場合には、表題中「養子縁組あっせん事業許可証書換申請書」の文字を抹消すること。

　また、養子縁組あっせん事業許可証の記載事項（事業所の名称又は所在地）の変更を伴う場合には、表題の文字を抹消しないこと。

2　①欄には、都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市の市長に提出する年月日を和暦で記載すること。

3　②欄には、届出者である法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

4　③欄には、許可の際に付与された許可番号及び許可の有効期間の末日を記載すること。

5　④欄には、養子縁組あっせん事業を行う法人の名称を記載すること。

6　⑤欄には、養子縁組あっせん事業を行う法人の主たる事務所の所在地を記載すること。

7　⑥欄には、変更の届出に係る全ての事業所（新設に係る事業所を除く。）の名称及び所在地を記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

8　⑩欄には、変更事項について、変更した年月日を記載すること。

9　養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設の場合における記載方法

　新たに養子縁組あっせん事業を行う事業所を新設した場合は、以下のとおり記載すること。また、新設した事業所のあっせん事業に係る事業計画書、養子縁組あっせん責任者の履歴書及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号。以下「規則」という。）第18条第１項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類、施設の概要を記した書類を添付すること。

・⑦欄には「事業所の新設」と記載すること。
・⑧⑨欄には、記載を要しないこと。
・⑩欄には、新設した事業所で養子縁組あっせん事業を開始した年月日を記載すること。
・⑪欄には、事業所を新設した理由を具体的に記載すること。
・⑫欄には、該当する全ての事業所について記載すること。具体的な記載方法は以下のとおりとすること。

（
・「建物の状況」の「建物構造」欄には、木造、鉄骨造、ＲＣ造、ＳＲＣ造の別を記載すること。
・「養子縁組あっせん責任者」の「経歴」欄には、規則第18条第１項各号に掲げる資格又は経験のうち有するものを記載するとともに、他の事業所における養子縁組あっせん責任者を兼務させる場合にあってはその旨を記載すること。「勤務形態」欄には、常勤・非常勤の別を記載するとともに、非常勤の場合は勤務状況を具体的に記載すること。「研修の受講状況」欄には、規則第18条第２項の内閣総理大臣が認める研修について、修了している場合は修了に丸を付すとともに修了した年月を記載し、修了していない場合は受講予定に丸を付すこと。
・「担当者」欄には、新設した事業所における担当者の職・氏名・電話番号を記載すること。
）

10　養子縁組あっせん事業を行う事業所の廃止の場合における記載方法

　養子縁組あっせん事業を行う事業所を廃止した場合は、以下のとおり記載すること。なお、養子縁組あっせん事業を行う全ての事業所を廃止した場合は、法第14条第１項の規定に基づき様式第６号（養子縁組あっせん事業廃止届出書）を提出すること。

・⑥欄には、変更の届出に係る全ての事業所（新設に係る事業所を除く。）の名称及び所在地を記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
・⑦欄には「事業所の廃止」と記載すること。
・⑧⑨欄には、記載を要しないこと。
・⑩欄には、廃止した事業所で養子縁組あっせん事業を終了した年月日を記載すること。
・⑪欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。